

民法改正を踏まえた「法人 J A ネットバンク利用規定」改正のお知らせ

1. 概要

今般、平成29年(2017年)5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が令和2年(2020年)4月1日から施行されます。

民法には契約等に関する最も基本的なルールが定められており、この部分は「債権法」と呼ばれております。

この「債権法」については、明治29年(1896年)に制定されてから約120年間にわたり実質的な見直しがほとんど行われていませんでしたが、今回、「①社会経済の変化への対応を図るために実質的にルールを変更する改正」と「②現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを法律の条文上も明確にし、読み取りやすくする改正」が行われております。

改正債権法では、約款(定型約款)^{*}に関する規定が新設され、定型約款の変更に関するルールが新設されます。

※「約款(定型約款)」とは

- ①ある特定の者が不特定多数の者を相手方とする取引で、
- ②内容の全部又は一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的なものを「定型取引」とした上、この定型取引において、
- ③契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体。

つきましては、以下のとおり法人 J A ネットバンク利用規定を改正いたします。

2. 改正日(適用開始日)

令和2年4月1日

3. 主な改正内容

法人 J A ネットバンク利用規定の以下の条項を改正します。

○「第1条 法人 JA ネットバンク」の一部変更(下線部を変更します)

第1条 法人JAネットバンク

1 サービス内容

(1) ~ (2) (省略)

(3) 各種サービスの詳細については、本規定の各章記載内容および別に定める「法人JAネットバンクオンラインマニュアル」によるものとします。

(4) ~ (5) (省略)

2 使用できる機器 (省略)

3 利用時間

本サービスの利用時間は当組合(会)所定の時間内とします。なお、当組合(会)は変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、この利用時間を変更することがあります。

4 月額利用料 (省略)

○「第4条 リスクの承諾」の一部変更(下線部を変更します)

第4条 リスクの承諾

1 当組合(会)は、本規定、法人JAネットバンクオンラインマニュアル、パンフレット、ホームページ等に、本サービスに関するリスクおよび当組合(会)がリスク対策のために採用しているセキュリティ手段を明示します。

2 (省略)

○「第5条 契約口座」の一部変更（下線部を変更します）

第5条 契約口座

1 (省略)

2 契約口座として登録できる口座数は最大20口座とし、登録できる口座種目は、当組合（会）所定の口座種目とします。なお、当組合（会）は、契約口座として登録できる口座数および口座の種目の変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで変更する場合があります。

3 (省略)

○「第7条 電子証明書、ログインID、パスワード等」の一部変更（下線部を変更します）

第7条 電子証明書、ログインID、パスワード等

1～2 (省略)

3 電子証明書方式では、当組合（会）が発行する電子証明書を、当組合（会）所定の方法により、契約者のパソコンにインストールしていただきます。（インストールの際、前項のログインIDが必要になります。なお、ログインIDは電子証明書のインストールのためのみに使用されます。）

(1) 電子証明書は当組合（会）所定の期間（以下、「有効期間」といいます。）に限り有効です。契約者は、有効期間が満了する前に当組合（会）所定の方法により電子証明書の更新を行うものとします。なお、当組合（会）は変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。

(2) (省略)

4～8 (省略)

○「第11条 契約者からの解約」の一部追加（下線部を追加します）

第11条 契約者からの解約

1 (省略)

2 契約者から当組合（会）に対する解約通知は、当組合（会）所定の申込書により行なうものとします。なお、解約の効力は、お届けいただいた後、当組合（会）の解約手続きが完了した時点から発生するものとし、解約手続き完了前に生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。当組合（会）に対する解約の通知を受けてから、解約手続きを実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

○「第13条 解約時のその他留意事項」の一部追加（下線部を追加します）

第13条 解約時のその他留意事項

1～2 (省略)

3 当組合（会）に対する解約の通知を受けてから、解約手続きを実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

○「第15条 規定または利用方法の変更」の一部変更（下線部を変更します）

第15条 規定または利用方法の変更

1 当組合（会）は、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当組合（会）の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定款約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

2 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を第21条の通知手段でお知らせし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

○「第16条 サービスの追加・廃止」の一部追加（下線部を追加します）

第16条 サービスの追加・廃止

1～2 （省略）

3 サービスの追加時、全部または一部廃止時には、変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで本規定を変更する場合があります。

○「第17条 届出事項の変更（電子証明書を含む）」の一部変更（下線部を変更します）

第17条 届出事項の変更（電子証明書を含む）

1 本サービス及び貯金口座に関する印章、名称、住所、電話番号、また契約口座その他届出事項に変更があったときには、当組合（会）所定の方法で、直ちに当組合（会）に届け出てください。当組合（会）に対する変更手続の通知を受けてから、変更手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

2 連絡先電話番号、電子メールアドレス、パスワード、マスターユーザおよび管理者ユーザ・一般ユーザにかかる登録内容の変更については、当組合（会）所定の方法で、直ちに変更登録してください。当組合（会）に対する変更手続の通知を受けてから、変更手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

3 （省略）

○「第29条 振込・振替機能」の一部変更（下線部を変更します）

第29条 振込・振替機能

1～2 （省略）

3 1日あたり上限金額の設定

(1)～(2) （省略）

(3) 当組合（会）は、変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、当組合（会）所定の上限金額を変更する場合があります。

以上